

## 港区民設学童クラブ整備費補助金交付要綱

### (目的)

第 1 条 この要綱は、港区において児童福祉法（昭和 2 2 年法律第 1 6 4 号）第 6 条の 3 第 2 項に規定する放課後児童健全育成事業（以下「学童クラブ」という。）を実施し、又は実施を予定する事業者に対し、港区民設学童クラブ整備費補助金（以下「補助金」という。）を交付することにより、児童の健全な育成環境を整備し、もって児童福祉の増進に資することを目的とする。

### (補助の要件)

第 2 条 この要綱による補助の対象となる者は、次に掲げる要件を満たす事業者とする。

- (1) 港区児童福祉法施行細則（昭和 4 0 年港区規則第 6 号）第 9 条の 1 5 に規定する放課後児童健全育成事業実施届（別記第 1 8 号様式の 3 0）を区長に届け出ること。
- (2) 港区放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 2 6 年港区条例第 2 9 号）及び港区放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（平成 2 6 年港区規則第 8 2 号）並びに東京都認証学童クラブ事業実施要綱（令和 7 年 3 月 2 7 日付 6 福祉子家第 3 2 0 1 号）に基づき、学童クラブを実施すること。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者が設置し、及び事業を実施する場合は、補助の対象としない。

- (1) 暴力団（港区暴力団排除条例（平成 2 6 年港区条例第 1 号。以下「暴排条例」という。）第 2 条第 1 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (2) 法人その他の団体の代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員に暴力団員等（暴力団並びに暴排条例第 2 条第 2 号に規定する暴力団員及び同条第 3 号に規定する暴力団関係者をいう。）に該当する者があるもの

### (補助対象事業)

第 3 条 この要綱による補助の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、別表要件の欄に定める要件を満たす事業であって、次に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 学童クラブを利用できる者は、小学校に就学している児童のうち、その保護者が労働等により昼間家庭にいない者であって、区内に居住する者又は区内の小学校に就学している者であること。
- (2) 前号の児童の利用の申請に対し、定員による制限を除き、利用の制限がされないこと。
- (3) 他の助成金、委託料等を受け、又は受ける予定がないこと。
- (4) 政治若しくは宗教的活動又は営利を目的とした活動でないこと。
- (5) 社会的に問題視されており、区が補助金を交付した場合に、その事業等を区が擁護し、又は容認していると誤解を生じるおそれがある事業等でないこと。

### (補助対象経費及び補助金の額)

第 4 条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表補助対象経費の欄に定める経費のうち、区長が必要と認めるものとする。

2 補助金の額は、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額、実支出額又は別表基準額の欄に規定する額で最も少ない額を別表事業の欄に規定する事業ごとに合算した額の合計額とし、予

算の範囲内において交付する。ただし、1,000円未満の端数が生じた場合には、補助対象事業ごとにこれを切り捨てる。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、区長が別に定める日までに、港区民設学童クラブ整備費補助金交付申請書(第1号様式)に次に掲げる書類を添えて区長に提出しなければならない。

- (1) 港区民設学童クラブ整備費補助金交付申請額内訳書(第2号様式)
- (2) 事業計画書(第3号様式)
- (3) 収支予算書(第4号様式)
- (4) 前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認める書類

(補助金の交付決定及び通知)

第6条 区長は、前条の交付申請を受けたときは、当該申請に係る書類を審査するほか、必要に応じて現地調査をし、補助金の交付を適当と認めるときは港区民設学童クラブ整備費補助金交付決定通知書(第5号様式)により、補助金の交付が不適当と認めるときは港区民設学童クラブ整備費補助金不交付決定通知書(第6号様式)により、申請者に通知する。

(補助金の変更交付申請)

第7条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、当該交付決定後の事情の変更等により、第5条の規定による申請の内容を変更しようとする場合は、港区民設学童クラブ整備費補助金変更交付申請書(第7号様式)に必要な書類を添付して、区長に提出しなければならない。この場合において、当該申請に係る交付決定及び当該補助事業者に対する通知については、前条の規定を準用する。

(補助対象事業の報告)

第8条 補助事業者は、補助対象事業の実施状況について、必要に応じて、区長に書面で報告しなければならない。

(実績報告及び補助金の額の確定)

第9条 補助事業者は、補助対象事業が完了したときは、港区民設学童クラブ整備費補助金実績報告書(第8号様式)及びその他区長が必要と認める書類を添えて提出しなければならない。

- 2 区長は、前項の実績報告書の提出を受けた場合において、当該実績報告書の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、補助対象事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、港区民設学童クラブ整備費補助金額確定通知書(第9号様式)により、補助事業者に通知する。

(補助金の請求及び交付)

第10条 補助事業者は、前条2項の規定による額の確定後に補助金の支払いを受けようとするとき又は補助金の概算払いを受けようとするときは、請求書(第10号様式)により、区長に対し補助金を請求する。ただし、概算払いで補助金の請求をするときは、第6条の規定により交付決定を受けた額の2分の1を限度とする。

- 2 区長は、前項の請求を受けたときは、速やかに補助金を交付する。

(交付決定の取消し等)

第11条 区長は、第6条の規定による補助金の交付決定の後においても、事情の変更により特別の必要が生じたときは、この交付決定を取り消し、又はこの交付決定の内容及びこれに付した条件を変更することができる。ただし、補助対象事業のうち既に経過した期間に係る部分につ

いては、この限りでない。

2 区長は、前項の規定にかかわらず、補助事業者が次の各号のいずれかに該当した場合には、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付決定を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 交付決定の内容若しくはこれに付した条件又はこの要綱の規定に違反したとき。
- (4) 補助対象事業を中止し、又は廃止したとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認めるとき。

(補助金の返還)

第12条 区長は、前条の規定により交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、期限を定めてその返還を命ずる。

2 区長は、第9条第2項の規定により補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既に交付した額が当該交付すべき補助金の額を超えているときは、その超過した部分について、期限を定めてその返還を命ずる。

(違約加算金及び延滞金)

第13条 補助事業者は、第11条第2項第1号から第3号までの規定により補助金の交付決定の全部又は一部が取り消され、前条の規定により補助金の返還を命じられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から返還の日までの日数に応じ、当該補助金の額(その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納付額を控除した額)につき、年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金(100円未満の場合を除く。)を納付しなければならない。

2 区長が補助事業者に対し補助金の返還を命じた場合において、当該補助事業者が定められた納期日までに納付しなかったときは、補助事業者は、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額につき年10.95パーセントの割合を乗じて計算した延滞金(100円未満の場合を除く。)を納付しなければならない。

3 前2項に規定する年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても365日当たりの割合とする。

(他の補助金の一時停止等)

第14条 補助事業者が、補助金の返還を命ぜられたにもかかわらず、当該補助金、違約加算金又は延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、他に同種の事務又は事業について交付すべき補助金等があるときは、区長は、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は当該補助金等と未納付額とを相殺することができる。

(関係書類の整理保管)

第15条 補助事業者は、補助対象事業に係る経理について収支の事実を明らかにした帳簿及び証拠書類を整備し、区長の求めに応じて提出できるようにしなければならない。

2 補助事業者は、前項の帳簿及び証拠書類を補助金の交付に係る年度の終了の日から5年間保存しなければならない。

(財産の管理)

第16条 補助事業者は、補助金により取得し、又は効用の増加した財産については、補助対象事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

(財産処分の制限)

第17条 補助事業者は、補助金により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上の機械、器具その他の財産について、「補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間（令和5年4月1日こども家庭庁告示第9号）」に定める期間を経過するまでは、区長の承認を得ないで、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。

2 区長は、前項の承認を得て財産を処分したことにより収入があった場合は、その収入の全部又は一部を区に納付させることができる。

（仕入控除税額の報告）

第18条 補助事業者は、補助対象事業完了後に消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書（第11号様式）により速やかに区長に報告しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、補助事業者が全国的に学童クラブを展開する組織の一支部、一支社、一支所等であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部、本社又は本所等（以下この項において「本部等」という。）で消費税及び地方消費税の申告をした場合は、当該本部等の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこととする。

3 区長は、前2項の規定による報告を受けた場合は、当該仕入控除税額の全部又は一部を区に納付させることができる。

（委任）

第19条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、子ども家庭支援部長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表（第3条及び第4条関係）

事業	要件	対象経費	基準額
放課後児童クラブ設置促進事業	1 「放課後児童健全育成事業」の実施について（令和5年4月12日こ成環第5号こども家庭庁成育局長通知）の別紙「放課後児童健全育成事業実施要綱」（以下「国要綱」という。）別添2の3(1)①及び②に規定する事業に該当	都要綱別添2の3(1)ア及びイに規定する経費。ただし、既存施設のうち小学校の余裕教室に係るものを除く。	1 開所準備経費（礼金及び賃借料（開所前月分）。以下本項目において同じ。）を含まない場合（1事業所当たり年額） 12,000,000円 2 開所準備経費を含む場合（1事業所当たり年額） 12,600,000円 ※ 開所準備経費については当該年度に支払われたものに限る。

	<p>すること。</p> <p>2 東京都学童クラブ事業実施要綱（平成27年7月27日27福保子家第358号。以下「都要綱」という。）別添2の3（1）ア及びイに規定する事業に該当すること。</p>		
放課後児童クラブ環境改善事業	<p>1 国要綱別添2の3（2）①、②及び⑤に規定する事業に該当すること。</p> <p>2 都要綱別添2の3（2）ア、イ及びオに規定する事業に該当すること。</p>	都要綱別添2の3（2）ア、イ及びオに規定する経費	<p>1 開所準備経費を含まない場合（1事業所当たり年額） 1,000,000円</p> <p>2 開所準備経費を含む場合（1事業所当たり年額） 1,600,000円 ※ 開所準備経費については当該年度に支払われたものに限る。</p> <p>3 既存の放課後児童健全育成事業所（以下「本体事業所」という。）が、小学校の夏季休業期間中に、職員配置等の条例基準を満たし、本体事業所が定める運営規定に準じた運営を行う事業所外の分室を設ける場合（分室に設置する1支援の単位当たり年額） 600,000円</p>
放課後児童クラブ障害児受入促進事業	<p>1 国要綱別添2の3（3）に規定する事業に該当すること。</p> <p>2 都要綱別添2の3（3）に規定する事業に該当すること。</p>	都要綱別添2の3（3）に規定する経費	（1事業所当たり年額）1,000,000円

学童クラブ 開設準備支 援事業	都要綱別添13 に規定する事業 に該当すること。	都要綱別添1 3に規定する 経費	(1支援の単位当たり年額) 4,425,000円
非常通報装 置(学校11 0番)整備事 業	学校110番を 設置していない 事業所に学校1 10番を設置す ること。	学校110番 の設置に要す る経費	(1事業所当たり年額) 300,000円